

入院時食事療養費

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。

入院時食事療養費の基準額（1食につき）

	入院時食事療養（Ⅰ）	特別食加算	食堂加算
① ②以外の食事療養を行う場合	670 円	76 円	50 円
② 流動食のみを提供する場合	605 円	なし	

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般 (70 歳未満)	70 歳以上の 高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)		490 円
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	280 円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ（※1）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	230 円
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超	180 円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）		110 円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる者、
あるいは②老齢福祉年金受給権者

2024 年 6 月 1 日